

資料・様式編

第1章 資料編

資料番号	名 称
資料1	吉岡町防災会議条例
資料2	過去の災害
資料3	利根川(県央区間)浸水想定区域図(想定最大規模)
資料4	吉岡町ため池一覧
資料5	山地災害危険地区一覧
資料6	土砂災害警戒区域及び特別警戒区域指定箇所
資料7	吉岡町指定緊急避難場所
資料8	吉岡町指定避難所・指定福祉避難所及び応急仮設住宅建設予定地
資料9	消防団の相互の応援協定(前橋市)
資料10	群馬県震度情報ネットワークシステムに関する協定書
資料11	災害時における相互応援に関する協定書(前橋市)
資料12	災害発生時における吉岡町と日本郵便株式会社群馬郵便局及び吉岡郵便局の協力に関する協定
資料13	火災又は地震等の災害時における消火用水供給応援に関する協定書
資料14	災害時における救援物資提供に関する協定書(三国コカ・コーラボトリング株式会社)
資料15	災害時における農地の使用及び生鮮食料品等の調達に関する協定書(吉岡町認定農業者連絡協議会)
資料16	消防相互応援協定書(渋川市、榛東村)
資料17	災害時における応急物資供給等に関する協定書(株式会社カインズ)
資料18	災害時における応急物資供給等に関する協定書(株式会社ベシア)
資料19	群馬県水道災害相互応援協定
資料20	災害緊急時水道配水連絡管開栓による応援給水に関する協定書(渋川市)
資料21	「道の駅」の防災総合利用に関する基本協定書
資料22	災害時の情報交換に関する協定
資料23	高齢者等に対する見守り活動及び震災時の物資の優先的対応に関する協定
資料24	災害時における飲料水の提供に関する協定書(株式会社伊藤園)
資料25	災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書
資料26	災害時における応急生活物資供給等に関する協定書(生活協同組合コープぐんま)

資料27	災害時等における施設利用の協力に関する協定(社会福祉法人吉岡会)
資料28	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書
資料29	災害時等における施設利用の協力に関する協定(幼保連携型認定こども園駒寄幼稚園(学校法人栗原学園))
資料30	災害時における施設利用の協力に関する協定(北群洪川農業協同組合)
資料31	災害時における物資供給に関する協定書(NPO法人コメリ災害対策センター)
資料32	災害時等における施設利用の協力に関する協定書(株式会社エーコープ関東)
資料33	災害時における物資供給に関する協定書(株式会社エーコープ関東)
資料34	災害に係る情報発信等に関する協定(LINEヤフー株式会社)
資料35	災害時等における支援に関する協定書(株式会社ぐんま安全教育センター)
資料36	公共土木施設における測量、設計等の災害復旧業務の支援に関する協定(群馬県洪川土木事務所)
資料37	災害時における停電復旧の連携等に関する協定(東京電力パワーグリッド株式会社洪川支社)
資料38	災害時における停電復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書(東京電力パワーグリッド株式会社洪川支社)
資料39	災害時における応急対策業務に関する協定(町内建設・土木・造園事業者)
資料40	災害時における水道施設の応急復旧に関する協定(町内水道事業者)
資料41	災害時におけるし尿の収集運搬に関する協定(有限会社北群馬衛生社)
資料42	災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定(吉岡町一般廃棄物事業協同組合)
資料43	上水道相互連絡管設置に関する協定書(前橋市)
資料44	群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書
資料45	災害時における相互協力に関する基本協定(NTT東日本株式会社群馬支店)
資料46	災害時における被災者支援等の協力に関する協定(群馬県社会保険労務士会洪川支部)
資料47	災害時における地図製品等の供給等に関する協定(株式会社ゼンリン)
資料48	災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定(三協フロンティア株式会社)
資料49	災害時における物資供給及び災害支援活動協力に関する協定(株式会社フレッセイ)
資料50	災害時における物資輸送等に関する協定(福山通運株式会社)
資料51	榛東村・玉村町・吉岡町災害時相互応援協定(榛東村・玉村町)
資料52	吉岡町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定(吉岡町社会福祉協議会)
資料53	群馬県吉岡町と神奈川県開成町との災害時における相互応援に関する協定(神奈川県開成町)
資料54	災害時における復旧支援協力に関する協定(群馬県・公益社団法人日

	本下水道管路管理業協会)
資料 55	災害時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定(社会福祉法人薫英会)
資料 56	災害時等における物資供給及び災害支援活動協力に関する協定(株式会社ジョイフル本田)
資料57	防災行政無線施設(固定系)設置状況
資料58	防災行政無線施設(移動系)設置状況
資料59	被害認定基準
資料60	吉岡町災害時避難行動要支援者名簿登録制度実施要綱

資料1 吉岡町防災会議条例

昭和46年12月18日
条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、吉岡町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 吉岡町地域防災計画及び吉岡町水防計画を作成し、並びにその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 群馬県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 群馬県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 吉岡町の教育委員会の教育長
 - (6) 吉岡町消防団長
 - (7) 指定公共機関又は地方公共的機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (9) 前号に掲げる者のほか町長が防災上特に必要と認めて任命する者
- 6 前項の委員の定数は、32人以内とする。
- 7 第5項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、群馬県の職員、吉岡町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のあるものうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第14号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(吉岡町水防協議会条例の廃止)
- 2 吉岡町水防協議会条例(昭和56年吉岡村条例第16号)は、廃止する。
(吉岡町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 吉岡町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年吉岡村条

例第48号)の一部を次のように改正する。

別表水防協議会顧問の項、水防協議会参与の項及び水防協議会委員の項を削る。

吉岡町防災会議委員名簿

NO	委員区分	役 職 名	所 在 地
1	会長	吉岡町長	吉岡町下野田560
2	委員	吉岡町副町長	吉岡町下野田560
3	委員	吉岡町教育委員会教育長	吉岡町下野田 560
4	委員	吉岡町自治会連合会長	
5	委員	関東地方整備局利根川水系砂防事務所長	渋川市渋川121-1
6	委員	関東地方整備局高崎河川国道事務所長	高崎市栄町6-41
7	委員	関東農政局群馬県拠点 総括農政業務管理官	前橋市紅雲町1-2-2
8	委員	前橋地方気象台長	前橋市大手町2-3-1
9	委員	陸上自衛隊第48普通科連隊 連隊本部第3科運用訓練幹部	榛東村新井1017-2
10	委員	渋川行政県税事務所長	渋川市金井395
11	委員	渋川土木事務所長	渋川市金井395
12	委員	渋川保健福祉事務所長	渋川市金井394
13	委員	渋川森林事務所長	渋川市金井395
14	委員	中部環境事務所長	前橋市上細井町2142-1
15	委員	渋川農村整備センター長	渋川市金井395
16	委員	群馬県警察渋川警察署長	渋川市行幸田351-1
17	委員	渋川広域消防本部消防長	渋川市渋川1815-51
18	委員	吉岡町消防団長	吉岡町下野田560
19	委員	(一社) 渋川地区医師会長	渋川市金井356
20	委員	東京電力パワーグリッド株式会社 渋川支社長	渋川市石原12-1
21	委員	N T T 東日本株式会社 群馬支店長	高崎市高松町3
22	委員	東日本高速道路株式会社 関東支社高崎管理事務所長	高崎市島野町 831
23	委員	(一社) 群馬県L P ガス協会渋川支部長	渋川市渋川 223-2
24	委員	日本郵便株式会社 吉岡郵便局長	吉岡町下野田 698-3
25	委員	北群渋川農業協同組合南支店長	吉岡町大久保 2299-6
26	委員	吉岡町社会福祉協議会長	吉岡町南下 1333-4
27	委員	吉岡町商工会長	吉岡町南下 1375-3
28	委員	吉岡町婦人会長	
29	委員	吉岡町男女共同参画推進協議会委員	
30	委員	吉岡町民生委員児童委員協議会委員	
31	委員	吉岡町役場総務課長	吉岡町下野田 560

資料2 過去の災害

年次	災害等	被害状況等
2019年(令和元年)	台風第十九号	◇避難勧告・指示(漆原新田地区 88世帯255名)
2017年(平成二十九年)	台風二十一号	◇停電:500戸
2014年(平成二十六年)	大雪	◇軽傷:1名
2011年(平成二十三年)	台風十五号	◇避難指示(1世帯4人)
2011年(平成二十三年)	台風十二号	◇住家被害(床上浸水;1棟、床下浸水;3棟) ◇土砂崩れ(吉岡町大字漆原地内;1箇所) ◇避難勧告・指示(1世帯4人)
2007年(平成十九年)	台風九号	
1982年(昭和五十七年)	台風十号	
1981年(昭和五十六年)	台風十五号	
1966年(昭和四十一年)	台風二十六号	
1959年(昭和三十四年)	伊勢湾台風	
1959年(昭和三十四年)	台風七号	
1955年(昭和三十年)	火災	下野田 原の大火[全焼;8戸]
1949年(昭和二十四年)	キティ台風	◇中大藪橋、大門橋、中小倉橋復旧工事 ◇鬼ヶ橋下護岸、宮下護岸、南下等護岸復旧工事 ※参考:群馬県被害[死者:44人、負傷者:89人、行方不明:5人]
1948年(昭和二十三年)	アイオン台風	◇土堤[滝沢川被害部分計;四町七反、吉岡川右岸被害面積;九町歩] ※参考:群馬県被害[死者:6人、負傷者:5人、行方不明:4人]
1947年(昭和二十二年)	カスリン台風	◇駒寄村[床下浸水;300戸、床上浸水;30戸、流失破壊家屋;3戸、流出半壊家屋;2戸、行方不明;1名] ◇明治村[床下浸水;95戸、床上浸水;10戸、流失破壊家屋;3戸、流出半壊家屋;4戸、行方不明;1名] ※参考:群馬県被害[死者:592人、負傷者:1,231人、行方不明:107人]
1945年(昭和二十年)	空襲	大久保、漆原、下野田戦災受ける。[罹災;13戸、死者;2名]
1943年(昭和十八年)	火災	下野田 原の大火[全焼;10戸]
1935年(昭和十年)	風水害	◇町村道の毀損[明治村;1損、駒寄村;5損] ◇橋梁[明治村;5橋、駒寄村;3橋] ◇河川[駒寄村;堤防決壊;810m、工作物流損;3箇所]
1929年(昭和四年)	雷雨	県内各地[消失家屋;1戸]
1928年(昭和三年)	雷雨	県内各地[感電死者20名]
1899年(明治三十二年)	火災	下野田北部の大火[全焼;21戸]
1895年(明治二十八年)	火災	八木原火災[漆原新田被災;数戸]
1892年(明治二十五年)	竜巻	陣場被害[全壊;8戸、半壊;3戸、死者;1名、負傷者;6名]
1887年(明治二十年)	雹害 火災	◇救助を受けた家;10戸[家族数;47名、救助日数20;日] ◇漆原新田火災[全焼;10余戸]
1878年(明治十一年)	雹害	
1874年(明治七年)	雹害	
1827年(文政十年)	大洪水	
1812年(文化九年)	大洪水	
1791年(寛永三年)	大洪水	
1786年(天明六年)	大洪水	
1783年(天明三年)	浅間山噴火 水害	全損過半、砂土に帰し、耕田宅地その主たるを明にせず、其の際埋没せし戸数八十余戸、人員百十有余人、田圃反別五十二町七反余歩
1742年(寛保二年)	大洪水	
1631年(寛永八年)	大洪水	
1614年(慶長十九年)	大洪水	利根川ほか国内河川大洪水

資料:「村誌」(吉岡町)平成19年以降は「群馬県の顕著自然災害年表」(気象庁HP、https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/saigai_link.html)

資料4 吉岡町ため池一覽

番号	ため池名称	所在地
1	小倉沈澱池	吉岡町小倉 827-99
2	上之原貯水池	吉岡町上野田 3161-1
3	塔之辻貯水池	吉岡町上野田 2295-5
4	明治貯水池	吉岡町上野田 1329-3
5	平石貯水池	吉岡町上野田 1172-2
6	小倉調整池	吉岡町上野田 1191-2
7	上野田調整池	吉岡町上野田 1191-3
8	第一調整池	吉岡町上野田 970
9	第二調整池	吉岡町上野田 715
10	第三調整池	吉岡町上野田 431
11	北下貯水池	吉岡町北下甲 484
12	大藪貯水池	吉岡町南下 610
13	十日市貯水池	吉岡町南下 1441

資料5 山地災害危険地区一覽

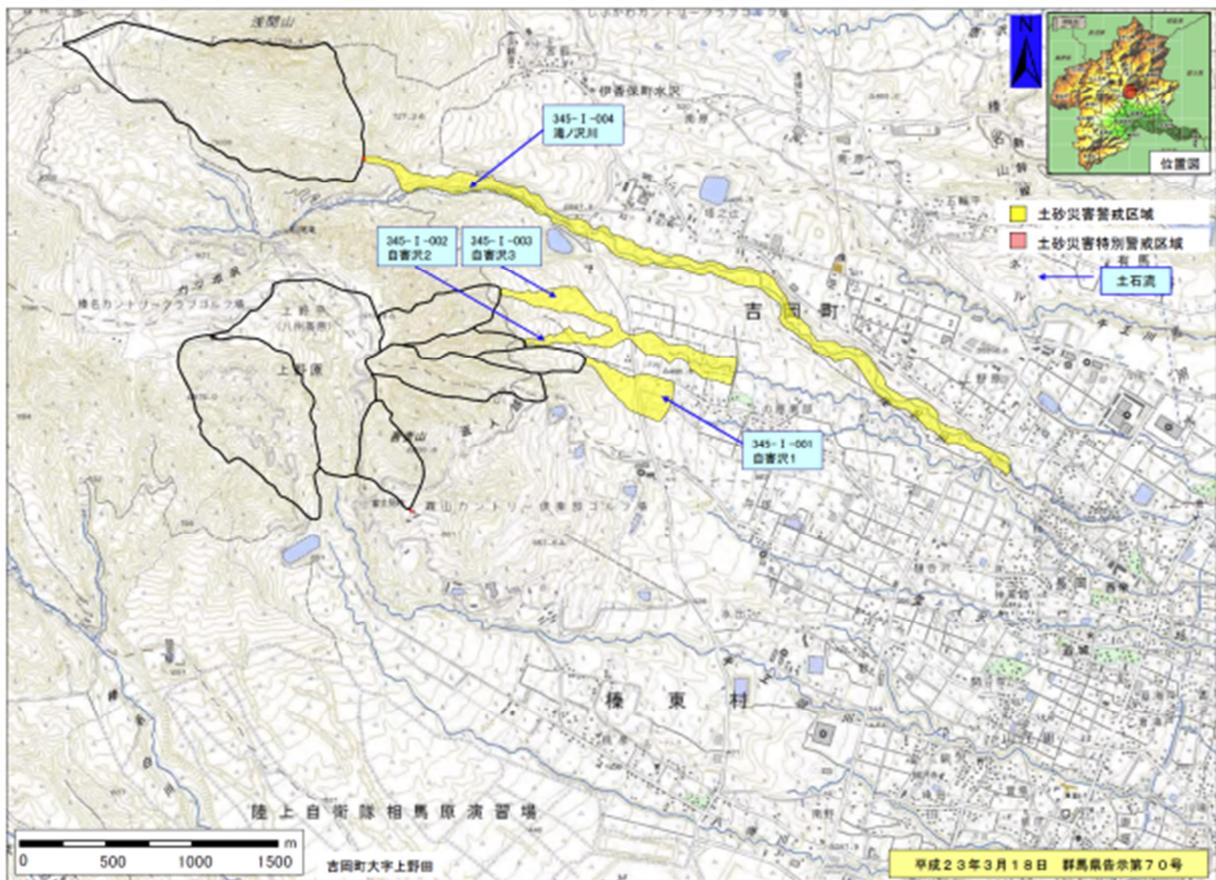
番号	地区区分	大字	字
1	山腹崩壊危険地区	漆原	川原田
2	山腹崩壊危険地区	上野田	上野原
3	崩壊土砂流出危険地区	上野田	上野原
4	崩壊土砂流出危険地区	上野田	上野原
5	崩壊土砂流出危険地区	上野田	上野原
6	崩壊土砂流出危険地区	上野田	上野原
7	崩壊土砂流出危険地区	小倉	上蟹沢
8	崩壊土砂流出危険地区	上野田	栗籠
9	崩壊土砂流出危険地区	漆原	瀬来
10	崩壊土砂流出危険地区	上野田	上野原

資料6 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域指定箇所

1 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域指定箇所一覧表

	区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土砂災害警戒区域	自害沢1	吉岡町大字上野田	土石流
	自害沢2	吉岡町大字上野田	土石流
	自害沢3	吉岡町大字上野田	土石流
	滝ノ沢川	吉岡町大字上野田	土石流
土砂災害特別警戒区域	滝ノ沢川	吉岡町大字上野田	土石流

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等区域図（概略位置図）



資料7 吉岡町指定緊急避難場所

番号	名称	自治会 地区	所在地	電話番号	洪水	土砂	地震
1	小倉集会所	小倉	小倉282-6	-	○	○	×
2	上中小倉集落センター	小倉	小倉136-6	-	○	○	○
3	小井堤町コミュニティーセンター	上野田	上野田1213	-	○	○	○
4	上野田集落センター	上野田	上野田534-1	-	○	○	×
5	上野原南部コミュニティーセンター	上野原	上野田1601-6	-	○	○	○
6	上野原集会所	上野原	上野田3367-2	-	○	○	○
7	下野田集会所	下野田	下野田1537-1	-	○	○	×
8	吉岡町隣保館	下野田	下野田892-1	0279-54-4692	○	○	○
9	北下東部住民センター	北下	北下1188-2	-	○	○	×
10	北下北部住民センター	北下	北下1095-6	-	○	○	×
11	北下西南部住民センター	北下	北下505	-	○	○	×
12	下八幡公会堂	南下	南下847-3	-	○	○	×
13	木戸集落センター	南下	南下721	-	○	○	×
14	大藪公会堂	南下	南下429-1	-	×	○	×
15	陣場公会堂	陣場	陣場112-1	-	○	○	○
16	大久保集落センター	大久保寺下	大久保1310-1	-	○	○	×
17	上中町集落センター	大久保寺上	大久保1517	-	○	○	×
18	三津屋田端公会堂	大久保寺上	大久保2162-1	-	○	○	×
19	吉岡町児童館	溝祭	大久保3633	0279-20-5960	○	○	○
20	駒寄住民センター	駒寄	大久保2338-5	-	○	○	×
21	漆原文化センター	漆原西	漆原816	-	○	○	○
22	根古屋住民センター	漆原西	漆原1236-2	-	○	○	○
23	漆原中央住民センター	漆原東	漆原376-4	-	○	○	○
24	両原公会堂	漆原東	漆原282	-	○	○	○
25	新田住民センター	漆原東	漆原53-6	-	×	○	○
26	八幡山公園グラウンド	南下	南下1334-19	-	○	○	○
27	町民グラウンド	駒寄	漆原949-1	-	○	○	○
28	上野田ふれあい公園	上野田	上野田1256-23	-	○	○	○
29	城山みはらし公園	南下	南下172-1	-	○	○	○

資料8 吉岡町指定避難所・指定福祉避難所及び応急仮設住宅 建設予定地

1 指定避難所

番号	名 称	所 在 地	電話番号	洪水	土砂	地震
1	吉岡町立駒寄小学校	漆原1016	0279-54-2300	○	○	○
2	吉岡町立明治小学校	北下433	0279-54-2105	○	○	○
3	吉岡町立吉岡中学校	南下1383-2	0279-54-3213	○	○	○
4	吉岡町社会体育館	南下1383-12	—	○	○	○
5	吉岡町コミュニティーセンター	下野田560	0279-54-3111	○	○	○
6	吉岡町文化センター	下野田472	0279-54-1161	○	○	○
7	明治学童クラブ	北下476-1	0279-55-5672	○	○	○
8	明治第2学童クラブ	北下438-1	0279-25-8293	○	○	○
9	駒寄第1学童クラブ	大久保2338-12	0279-55-5248	○	○	○
10	駒寄第2学童クラブ	大久保2338-12	0279-25-7385	○	○	○
11	駒寄第3学童クラブ	漆原1387	0279-26-3226	○	○	○
12	よしおかロバロバ（吉岡町地域福祉交流施設）	大久保2337-1	—	○	○	○
13	小倉集会所	小倉282-6	—	○	○	×
14	上中小倉集落センター	小倉136-6	—	○	○	○
15	小井堤町コミュニティーセンター	上野田1213	—	○	○	○
16	上野田集落センター	上野田534-1	—	○	○	×
17	上野原南部コミュニティーセンター	上野田1601-6	—	○	○	○
18	上野原集会所	上野田3367-2	—	○	○	○
19	下野田集会所	下野田1537-1	—	○	○	×
20	吉岡町隣保館	下野田892-1	0279-54-4692	○	○	○
21	北下東部住民センター	北下1188-2	—	○	○	×
22	北下北部住民センター	北下1095-6	—	○	○	×
23	北下西南部住民センター	北下505	—	○	○	×
24	下八幡公会堂	南下847-3	—	○	○	×
25	木戸集落センター	南下721	—	○	○	×

26	大藪公会堂	南下429-1	—	×	○	×
27	陣場公会堂	陣場112-1	—	○	○	○
28	大久保集落センター	大久保1310-1	—	○	○	×
29	上中町集落センター	大久保1517	—	○	○	×
30	三津屋田端公会堂	大久保2162-1	—	○	○	×
31	吉岡町児童館	大久保3633	0279-20-5960	○	○	○
32	駒寄住民センター	大久保2338-5	—	○	○	×
33	漆原文化センター	漆原816	—	○	○	○
34	根古屋住民センター	漆原1236-2	—	○	○	○
35	漆原中央住民センター	漆原376-4	—	○	○	○
36	両原公会堂	漆原282	—	○	○	○
37	新田住民センター	漆原53-6	—	×	○	○

2 指定福祉避難所

番号	名 称	所 在 地	電話番号	洪水	土砂	地震
1	吉岡町保健センター	下野田565	0279-54-7744	○	○	○
2	吉岡町老人福祉センター	南下1333-4	0279-54-3603	○	○	○

3 応急仮設住宅建設予定地

番号	名 称	所 在 地	電話番号	洪水	土砂	地震
1	八幡山公園グラウンド	南下1334-19	—	○	○	○
2	町民グラウンド	漆原949-1	—	○	○	○
3	上野田ふれあい公園	上野田1256-23	—	○	○	○

資料9 消防団の相互の応援協定（前橋市）

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条により前橋市と吉岡町（以下「協定団体」という。）が消防団の相互の応援協定を締結し、協定団体相互の消防力を活用して、火災による人的及び物的被害を最小限に防止することを目的とする。

（応援地域）

第2条 この協定による応援地域は協定団体相互の境界線に近接する地域内に発生した火災の場合とする。

（相互応援出場）

第3条 前条に定める地域において発生した火災を覚知した別表に定める消防団体は被応援地の要請を待たずして応援出場するものとする。

（応援隊の指揮）

第4条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長とする。

（費用の負担）

第5条 応援に要した費用は、次により処理する。

（1）応援隊側の負担

ア 応援出場に要した消防団体の諸手当、災害報償費、消防賞じゅつ金及び機械器具の破損修理費等の費用。

イ 災害地へ出場又は帰路途上において発生した事故処理に要する費用。

（2）受援隊側の負担

化学消火剤等及び燃料の補給を行った場合、あるいは給食等を必要とした場合の費用。

（協 議）

第6条 この協定をする場合及びこの協定に定める事項以外の事項については、協定団体の長が協議のうえ決定する。

（委 任）

第7条 この協定に定めるもののほか細部事項は、協定団体の消防機関の長が協議のうえ定めることができる。

（協定書の保管）

第8条 この協定を証するため正本2通を作成し、協定団体が各自1通を保管する。

付 則

この協定は、平成元年4月1日から効力を生ずる。

(別 表)

1 前橋市側の応援出場地域及び出場団隊

吉岡町 対象地域	前橋市 出場団隊
南 下 陣 場 大久保の一部	第7分団2部
漆 原 大久保の一部	第6分団1部

1 吉岡町側の応援出場地域及び出場団隊

前橋市 対象地域	吉岡町 出場団隊
上青梨子町 池 端 町	第4分団
総社町植野 総社町桜が丘 総社町高井の一部	第3分団

資料10 群馬県震度情報ネットワークシステムに関する協定書

群馬県震度情報ネットワークシステムに関する協定書

群馬県（以下「甲」という。）と吉岡町（以下「乙」という。）とは、群馬県震度情報ネットワークシステムに係る機器（以下「機器等」という。）の設置及び維持管理等について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県、市町村及び消防庁を公衆回線でネットワークすることにより、震度情報を早期に把握し、防災関係機関の初動体制を迅速かつ適切に配備するために、甲が乙の施設に設置する機器等の設置・運用、維持管理及び経費負担について、必要な事項を定めるものとする。

（機器等の設置）

第2条 乙の庁舎に設置する機器等は、別表第1のとおりとする。

（乙の施設の使用）

第3条 乙は、機器等の設置に当たり庁舎施設及び敷地を無償で甲に使用させるものとする。

（設置場所の変更）

第4条 甲の設置する機器等は、特段の理由のない限り、移設又は撤去を行わないものとする。

2 機器等の設置場所の変更又は機器等の撤去（以下「変更等」という。）をしようとするときは、双方事前に連絡し、協議のうえ行うものとする。

（機器等の維持管理）

第5条 甲及び乙は、震度情報ネットワークシステムが常に正常に機能するよう善良なる管理者の注意をもって維持管理に当たるものとする。

2 機器等に故障等障害が生じたときは、乙は速やかに甲に通報するものとする。

3 乙の過失により機器等を破損、滅失させた場合は、乙は速やかにその旨を甲に報告し、甲の指示により、原状に回復するものとする。

4 甲が業者に委託し実施する設置機器等の点検及び故障等による障害の復旧作業時には、乙はその作業に立ち会い、確認するものとする。

（経費）

第6条 機器等の設置、保守点検に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 機器等の運用及び維持管理等に要する経費は、次のとおりとする。

（1）機器等の故障復旧に要する経費は、甲の負担とする。ただし、前条第3項に規定する場合は乙の負担とする。

（2）機器等の運用に関する経費のうち乙が負担するものは、別表第2に掲げる経費のとおりとする。

（3）乙のやむを得ない理由により、機器等の設置場所を変更等する場合、これに要する経費は乙が負担するものとする。

(工事等の報告)

第7条 乙は、機器等のうち、震度計の周辺で工事等により震度が発生する恐れのあるとき及び停電があるときは、事前に甲に通知するものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の日から平成9年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の日の2か月前までに甲、乙双方から何らかの異議を述べないときは、この協定は更に1箇年更新されるものとし、その後においても、また同様とする。

(信義則)

第9条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙が協議のうえ決定する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成9年1月1日

資料11 災害時における相互応援に関する協定書（前橋市）

災害時における相互応援に関する協定書

前橋市と吉岡町は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の要請）

第1条 前橋市又は吉岡町において、大規模な災害が発生し、被災した市町のみではじゅうぶんな救護等の応急措置ができないときは、協定の相手方に対し、応援の要請を行うものとする。

2 前項の応援の要請は、連絡担当部課を通じて行うものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (2) 食糧及び生活必需物資並びにその応急に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要資機材並びに物資の提供
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両の提供
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供

(6) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請した事項

(応援経費の負担)

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町（以下「要請市町」という。）の負担とする。

(連絡会議)

第4条 両市町は、協定事項の円滑な推進を図るため、必要により連絡会議を開くものとする。

(資料の交換)

第5条 両市町は、この協定に基づく応援を円滑に行うため地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(報告)

第6条 応援を行った市町の長は、応援活動の結果を速やかに要請市町の長に報告するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、そのつど協議して定めるものとする。

(発効)

第8条 この協定は、平成9年3月28日から効力を生ずる。この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成9年3月28日

資料12 災害発生時における吉岡町と日本郵便株式会社群馬郵便局及び吉岡郵便局の協力に関する協定

災害発生時における吉岡町と日本郵便株式会社群馬郵便局及び吉岡郵便局の協力に関する協定

吉岡町(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社群馬郵便局及び吉岡郵便局(以下「乙」という。)は、吉岡町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、吉岡町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
 - (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
 - (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
 - (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
 - (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
 - (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項^(注)
 - (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
- (注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 吉岡町町民生活課長

乙 日本郵便株式会社 群馬郵便局総務部長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年2月13日

資料13 火災又は地震等の災害時における消火用水供給応援に関する協定書

火災又は地震等の災害時における消火用水供給応援に関する協定書

(総則)

第1条 吉岡町長 高野 一男（以下「甲」という。）と渋川地区広域市町村圏振興整備組合 消防長 浅見 四郎（以下「乙」という。）及び渋川地区生コンクリート協同組合 理事長 森 康雄（以下「丙」という。）は、火災又は地震等の災害時（以下「災害時」という。）における、消火用水供給の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(業務の内容)

第2条 災害時において火災の消火のために甲が必要があると認めるときに、甲の承諾を受けた乙の要請により、丙に属する組合員の所有するコンクリートミキサー車の積載水を消防隊の消火活動に活用するため、防火水槽等の消防水利へ補水する応援業務とする。

(出場の要請)

第3条 乙は、消火活動を実施するうえで、丙に補水作業等消火用水供給の応援を要請するときは、乙の要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、文書をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(業務の実施)

第4条 丙は、乙からの要請を受けたときは、やむを得ない理由のない限り通常業務に優先して実施するものとする。

(報告)

第5条 丙は、前条の規定により応援に従事した場合、速やかに乙に対し、結果を実施報告書（別記様式第2号）により報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条の規定による業務に要した費用は、甲が負担するものとする。ただし、料金算定にあたっては、甲丙協議のうえ決定するものとする。

(事故等)

第7条 丙の派遣した応援コンクリートミキサー車が故障その他の理由により運行を中断したときは、速やかに当該コンクリートミキサー車を交換してその活動を継続するものとする。

2 丙はコンクリートミキサー車の運行に際し、事故が発生したときは、乙に対し

速やかにその状況を報告するものとする。

(災害補償)

第8条 応援業務のための作業を行った従事者が災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の関係法令に基づき補償するもののほか、消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3の規定に基づき政令で定める基準に従い、甲の条例の定めるところにより補償するものとする。

2 応援業務のための運行を行った車両が、当該業務を遂行中に損害を受けた場合の修理費負担に関しては、甲丙協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

(適用)

第10条 この協定は、締結の日から適用する。

この締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成9年12月12日

資料14 災害時における救援物資提供に関する協定書 (三国コカ・コーラボトリング株式会社)

災害時における救援物資提供に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

- 第2条 町内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。
- 2 乙は、第1項の要請があった時は、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。
 - 3 乙は、第1項の要請があった時は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。
 - 4 乙は、第1項の要請があった時は、飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。
 - 5 飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。

(要請の手続き)

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(期間)

- 第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。
- 2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

- 第5条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上各1通を保有する。

平成17年10月21日

資料15 災害時における農地の使用及び生鮮食料品等の調達に関する協定書（吉岡町認定農業者連絡協議会）

災害時における農地の使用及び生鮮食料品等の調達に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という。）と吉岡町認定農業者連絡協議会（以下「乙」という。）は、災害時における農地の使用及び生鮮食料品等の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における農地の使用及び生鮮食料品等の調達について、甲が乙に協力を求める場合の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）災害時 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生したときをいう。
- （2）協力農地 吉岡町内にある協力者乙の会員が所有するもので、本協定に基づき災害時の使用に同意している農地をいう。
- （3）生鮮食料品等 乙の会員が生産している農産物をいう。

（協力の内容）

第3条 乙は、甲に対し次に掲げる事項について、できる限り協力するものとする。

- （1）町民が災害時に生命及び身体の安全を確保するため、一時避難場所又は避難場所へ避難する際、緊急に避難する場所（以下「災害地区災害時退避所」という。）として協力農地を斡旋すること。
- （2）災害時に必要な生鮮食料品等を調達すること。

（協力者の通知等）

第4条 乙は、本協定に基づく農地の使用協力者（以下「協力者」という。）を把握し、その内容を協力農地通知書（様式第1号）により、甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その内容を協力農地（地区災害時退避所）登録台帳（様式第2号。以下「台帳」という。）に記載するものとする。

（協力の要請）

第5条 甲は、協力農地の斡旋を要請しようとするときは、協力農地斡旋書（様式第3号）により、乙に対し要請するものとする。

- 2 甲は、前項の要請に基づき、地区災害時待避所として使用することとなった協力農地に、その旨を表示するものとする。
- 3 甲は、災害時に、生鮮食料品等の調達を要請しようとするときは、生鮮食料品等調達要請書（様式第4号）により、乙に対し要請するものとする。
- 4 甲は、緊急やむを得ないときは、第1項及び前項の要請を電話又は電信により行なうことができるものとする。この場合において、甲は、後日生鮮食料品等調達要請書を提出するものとする。

（台帳の記載内容等の変更等）

第6条 乙は、台帳に記載されている内容に変更があった場合又は、協力者から取り消しの申し出があった場合は（様式第5号）により、速やかに甲に通知するものとする。

(原状回復)

第7条 甲は、協力農地が地区災害時退避所として使用された後、原状回復の措置を講ずるものとする。ただし、当該措置をとることが困難な場合は、甲乙協議のうえ措置方を決定することとする。

(損失補填)

第8条 甲は、地区災害待避所として使用された協力農地に係る農産物の損失を補償するものとする。

2 前項の損失補償の額については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(生鮮食料品の費用弁償)

第9条 甲は、生鮮食料品の費用弁償をするものとする。

2 前項の費用弁償の額については、災害発生時直前の価格を基準として甲乙協議のうえ定める事とする

3 乙は、生鮮食料品の供給後、前項の協議が終了次第速やかに書面により甲に当該代金を請求する。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についても同様とする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年4月1日

資料16 消防相互応援協定書（渋川市、榛東村）

消防相互応援協定書

（総則）

消防組織法（平成18年法律第064号）第39条の規定に基づく渋川市、吉岡町、榛東村（以下「協定団体」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

（目的）

第1条 この協定は、火災等の災害発生の際、協定団体相互の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

（応援）

第2条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

（1）普通応援

この協定による応援地域は、協定団体相互の境界線に近接する地域とし、別表に定める出場隊は、常備消防がいう第2出動発令以上の火災を覚知した場合に出場するものとする。

（2）特別応援

協定団体の区域内に大火災、又は大規模災害等が発生し応援を必要とする場合は、受援側の市町村長の要請により応援するものとする。この場合における応援隊数については、応援側において決定するものとする。

（応援隊の指揮）

第3条 応援出場隊は、すべて現場の受援側最高指揮者に従うものとする。

（応援隊の報告）

第4条 応援出場隊の長は、消防行動について、速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援のために要した人件費、経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、受援側の負担とする。

（疑義の決定）

第6条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要な事項及び運用に疑義が生じたときは、協議のうえ決定するものとする。

（協定書の保管）

第7条 本協定を証するため、本書3通を作成し、記名押印のうえ協定団体が各1通を保管するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成21年4月1日から効力を発生する。
- 2 平成11年4月1日に締結した消防相互応援協定は、廃止する。

平成21年2月27日

資料17 災害時における応急物資供給等に関する協定書 (株式会社カインズ)

災害時における応急物資供給等に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、吉岡町内に地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、吉岡町（以下「甲」という。）と株式会社カインズ（以下「乙」という。）とが相互に協力して、被災した町民等に対して行う応急物資の供給等に関する協力事項について定めるものとする。

(応急物資の種類)

第2条 乙が供給する応急物資の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日用品等の生活必需品
- (2) 被災者の救出に必要な工具等の機材
- (3) 応急復旧に必要な建築資材、工具等の資機材
- (4) その他災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

(協力事項の発動)

第3条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が吉岡町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(応急物資供給の協力要請)

第4条 災害時において、甲が応急物資を必要とするときは、甲は、乙に対し応急物資の供給について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、文書（別紙様式1）をもって行うものとする。ただし、文書を持って要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(応急物資供給の協力実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、応急物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、応急物資の供給可能な体制を保持するものとする。

(応急物資の運搬)

第6条 応急物資の運搬は、甲または乙若しくは甲または乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(引き渡し)

第7条 応急物資の引渡場所は甲が指定するものとし、甲は当該引渡場所に職員を派遣し、物資の種類及び数量を確認の上引き取るものとする。

(実績報告)

第8条 乙は、本協定に基づき物資を供給したときは、甲に対し、別紙様式2により実績報告を行うものとする。

(費用)

第9条 第5条及び第6条の規定により、乙が供給した応急物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

(情報の提供)

第10条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して町民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成21年4月1日から適用する

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成21年3月26日

(別紙様式1)

災害時における応急生活物資調達要望書

年 月 日

株式会社カインズ
代表取締役社長

様

吉岡町長

1. 災害及び協力を必要とする状況

2. 協力を必要とする物資の内容等

必要とする物資の種類	数 量	物資配達先	備 考

(別紙様式2)

災害時における応急生活物資供給実施状況報告書

年 月 日

吉岡町長 様

株式会社カインズ
代表取締役社長

年 月 日付け 第 号で要請のあった応急生活物資について、下記のとおり供給したので報告します。

記

応急生活物資供給実施状況

必要とする物資の種類	数 量	物資配達先	備 考

資料18 災害時における応急物資供給等に関する協定書 (株式会社ベイシア)

災害時における応急物資供給等に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、吉岡町内に地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、吉岡町（以下「甲」という。）と株式会社ベイシア（以下「乙」という。）とが相互に協力して、被災した町民等に対して行う応急物資の供給等に関する協力事項について定めるものとする。

(応急物資の種類)

第2条 乙が供給する応急物資の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料品、飲料水等日用品等の生活必需品
- (2) その他災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

(協力事項の発動)

第3条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が吉岡町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(応急物資供給の協力要請)

第4条 災害時において、甲が応急物資を必要とするときは、甲は、乙に対し応急物資の供給について協力を要請することができる。

- 2 前項の要請は、文書（別紙様式1）をもって行うものとする。ただし、文書を持って要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(応急物資供給の協力実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、応急物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

- 2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、応急物資の供給可能な体制を保持するものとする。

(応急物資の運搬)

第6条 応急物資の運搬は、甲または乙若しくは甲または乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(引き渡し)

第7条 応急物資の引渡場所は甲が指定するものとし、甲は当該引渡場所に職員を派遣し、物資の種類及び数量を確認の上引き取るものとする。

(実績報告)

第8条 乙は、本協定に基づき物資を供給したときは、甲に対し、別紙様式2により実績報告を行うものとする。

(費用)

第9条 第5条及び第6条の規定により、乙が供給した応急物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

(情報の提供)

第10条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して町民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成21年4月1日から適用する

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成21年3月26日

(別紙様式1)

災害時における応急生活物資調達要望書

年 月 日

株式会社ベイシア
代表取締役社長

様

吉岡町長

1. 災害及び協力を必要とする状況

2. 協力を必要とする物資の内容等

必要とする物資の種類	数 量	物資配達先	備 考

(別紙様式2)

災害時における応急生活物資供給実施状況報告書

年 月 日

吉岡町長 様

株式会社ベイシア
代表取締役社長

年 月 日付け 第 号で要請のあった応急生活物資について、
下記のとおり供給したので報告します。

記

応急生活物資供給実施状況

必要とする物資の種類	数 量	物資配達先	備 考

資料19 群馬県水道災害相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害において、群馬県及び県内各水道事業者(以下「会員」という。)が協力して実施する群馬県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(組織構成)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内の会員を11地区(以下「地区」という。)に分け、地区を県央、西毛、東毛の3ブロック(以下「ブロック」という。)に分ける。

2 各地区及び各ブロックには、それぞれ代表都市及び副代表都市を置く。

3 前項の地区代表都市は、群馬県の各保健福祉事務所所在市町を充て、地区副代表都市は各地区で選任する。

また、各ブロック代表都市及び各ブロック副代表都市は地区代表都市から選出し、県央ブロックについては、前橋市を代表都市とする。

4 群馬県(以下「県」という。)は、各ブロック代表都市と連携を密にし、必要ある場合は、他都道府県及び関係機関への応援要請等の連絡調整を行うものとする。

また、県は、県内及び他の都道府県において水道災害が発生し、他都道府県及び関係機関からの要請に基づき、この協定に基づく応援活動を実施する場合は、ブロック代表都市に応援協力の要請を行うものとする。

5 この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、群馬県保健福祉部衛生食品課が担当し、群馬県企業局と連携のもとに行う。

(応援内容)

第3条 応援活動は原則として、被災会員の応急給水及び復旧計画に基づき、その指示(様式第1号)に従って作業に従事するものとする。

2 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 応急給水作業

(2) 応急復旧工事

(3) 応急復旧用資機材の供出

3 前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は被災会員、応援会員及び県の協議による。

4 他の都道府県等への応援活動は、前各項に準ずるものとする。

(応援要請等)

第4条 応援要請は、原則として次の各号により行うものとする。

(1) 被災会員は、所属する地区の代表都市へ応援を依頼する。

(2) 地区代表都市は、地区内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、ブロック代表都市に応援を要請する。

(3) ブロック代表都市は、さらに必要と認めるときは、他のブロック代表都市に応援を要請する。

(4) ブロック代表都市は、さらに必要と認めるときは、県へ応援を要請する。

2 応援要請を受けた会員は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(応援要請の手続)

第5条 被災会員が応援要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、電話等迅速かつ正確に伝達できる通信手段により要請し、後日速やかに文書(様式第2号及び第3号)を提出するものとする。

(1) 災害の状況

(2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量

(3) 必要とする職種別人員

(4) 応援期間

(5) 応援場所及び応援場所への経路

(6) その他必要な事項

(応援体制)

第6条 応援会員が派遣する職員(以下、「応援職員」という。)は、災害の状況に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援会員等の名を表示する標識を着用するものとする。

(被応援体制)

第7条 被応援会員は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舎の斡旋、その他必要な便宜を供与するものとする。

2 被応援会員は、資機材等の応援を受ける場合、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用負担)

第8条 応援に必要な経費は、法令等に別段定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 応援給水、応援復旧、応援復旧用資機材に要する費用は、被応援会員が負担する。

(2) 応援職員の派遣に要する経費は、応援会員が負担する。

(3) 応援職員が応援業務により負傷し、病気にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。

(4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては被応援会員が、また、被応援会員への往復途中に生じたものについては応援会員がその賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難しいときは、関係会員等が協議して定めるものとする。

(応援物資等の調査)

第9条 会員は応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末日までに県に提出するものとする。

(1) 連絡担当部課等(様式第4号)

(2) 応急資機材の保有状況(様式第5号)

(3) 応援に従事できる職員数(様式第6号)

(4) 水道配管等の標準施工図又はこれに準ずるもの

2 県は前項の調査票を取りまとめ、整理のうえ会員に送付するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(訓練)

第11条 会員は、この協定に基づき相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(実施期日)

第12条 この協定は、平成13年2月9日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書1通を作成し、協定者が記名押印のうえ原本を県が保有し、その写しを各事業体が保有する。

平成13年2月9日

資料20 災害緊急時水道配水連絡管開栓による応援給水に関する協定書（渋川市）

災害緊急時水道配水連絡管開栓による応援給水に関する協定書

渋川市水道事業渋川市長（以下、「甲」という。）と吉岡町水道事業吉岡町長（以下、「乙」という。）とは、災害緊急時の相互応援給水について次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、災害緊急時の水道配水連絡管（以下、「連絡管」という。）の開栓による被災側への応援給水の迅速化、確実化を図ることを目的とする。

（位置）

第2条 連絡管の位置は次の2箇所とする。

1 渋川市八木原704番地2先

吉岡町小倉410番地8先

2 渋川市半田280番地先

吉岡町漆原633番地先

（給水の義務）

第3条 被災側からこの協定書による要請があったときは、応援側は速やかに連絡管の開栓として給水するものとする。

2 連絡管の開栓・閉栓は、甲・乙立会いのうえ行うものとする。

（維持管理経費）

第4条 連絡管の維持管理に要する経費は、甲乙それぞれの負担とする。

（給水代価）

第5条 被災側は、その給水量に応じた代価を応援側に支払うものとする。この場合、代価は応援側の料金単価によるものとする。

（立会い確認）

第6条 連絡管の点検確認のため、年1回程度甲乙双方の職員を立ち合わせ、災害時に有効活用できることを確認するものとする。

2 立会いの日時については、双方で連絡しあい決定する。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

この協定書を証するため、甲と乙は本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成21年12月17日

資料21 「道の駅」の防災総合利用に関する基本協定書

「道の駅」の防災総合利用に関する基本協定書

群馬県（以下「甲」という。）と群馬県「道の駅」協議会員である吉岡町長 石関 昭（以下「乙」という。）とは、乙が管理する「道の駅」の防災対策を目的とした総合利用に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法に基づく県及び市町村の地域防災計画に定める災害応急対策又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）に基づく県及び市町村の国民の保護に関する計画に定める国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急対策等」という。）を適正かつ円滑に行うため、必要な事項について定めるものとする。

（防災利用する内容）

第2条 乙は、災害（武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害を含む。）が発生し甲から要請を受けた時、又は、自ら必要と認めた時は、その管理する「道の駅」の施設において、次に掲げる応急対策等の業務のための利用（以下「防災利用」という。）を行うよう努めるものとする。

- (1) 避難施設（臨時入浴施設を含む）の提供
- (2) 救援物資の提供及び保管
- (3) 救援物資の運送に係る拠点・中継施設の提供
- (4) 防災関係機関の活動拠点場所（現地調整所を含む）の提供
- (5) 道路情報、被災情報等の発信
- (6) 広域避難における中継・休憩施設の提供
- (7) その他、甲又は乙が必要と認める業務

（防災関係機関等からの要請による利用）

第3条 乙は、甲以外の防災関係機関や他の市町村長から前条に掲げる防災利用について要請があった場合においても、必要な協力を行うよう努めるものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条の規定により乙が行う防災利用に要する費用については、災害救助法第33条の規定により県が支弁することとなる費用、災害対策基本法第93条の規定により県が負担することとなる費用並びに国民保護法第164条、第166条及び第167条の規定により県知事又は県が支弁することとなる費用を除いて、原則として乙の市町村がこれを負担するものとする。

（要請の手続き）

第5条 甲は、乙に第2条の防災利用を要請する場合は、別に定める様式により行うものとする。

ただし、急を要する場合は電話等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

(関係者の責務)

- 第6条 甲は、乙が防災利用を円滑に実施できるよう、情報の提供を行うものとする。
2 乙は、防災利用を円滑に実施するために必要な施設や体制の整備等に努めるものとする。

(平素の連携等)

- 第7条 甲、乙は、平素から連携、協力し、災害発生時に防災利用を適正かつ円滑に実施するために必要な取組みを行うものとする。

(協議)

- 第8条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(協定の有効期間)

- 第9条 この協定は、甲乙が協議の上協定を廃止する場合を除いて、その効力を継続するものとする。
なお、乙が統括する組織名称が変更した場合及び乙が変更した場合については、効力を継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通保有する。

平成22年3月28日

資料22 災害時の情報交換に関する協定

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保修（以下「甲」という。）と、吉岡町吉岡町長 石関昭（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、吉岡町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

(情報交換の開始時期)

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 吉岡町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 吉岡町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

(情報交換の内容)

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること。
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- 三 その他甲または乙が必要な事項

(情報連絡員（リエゾン）の派遣)

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(平素の協力)

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

平成23年2月15日

資料23 高齢者等に対する見守り活動及び震災時の物資の優先的対応に関する協定

高齢者等に対する見守り活動及び災害時の物資の優先的対応に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、高齢化や核家族化にともない発生する高齢者問題を予防するために、吉岡町内に住む虚弱な高齢者等に対して、配達業務中の見守り支援活動を行うとともに、地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、吉岡町（以下「甲」という。）とガソリンスタンド・石油・ガス取扱業者（以下「乙」という。）とが相互に協力して、高齢者等（以下「丙」という。）に対する灯油等の優先的供給を行う事をもって町民の安心な生活の維持向上を図る事を目的とする。

(物資の種類)

第2条 乙が丙に供給する物資の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 灯油
- (2) ガス
- (3) 石油
- (4) ガソリン
- (5) その他、生活に必要な燃料

(緊急時の優先的協力事項の発動)

第3条 この協定に定める協力事項は日常的に行われるものであるが、災害時は甲が吉岡町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時に、丙の求めに対して優先的に発動する。

(応急物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、丙の求めに対して優先供給を積極的に努めるものとする。

(声かけ見守り活動)

第5条 日常生活においては丙の要請に対して物資を自宅に配達し、声かけ見守り活動を行う。

- 2 乙の業務中に認知症高齢者の徘徊を発見した場合には、積極的に声かけ見守り活動を行う。

(通報の協力)

第6条 前条1項の見守り活動等で、乙が丙の身体や生活等に心配される変化等があった場合には、甲と協議し対応するものとする。

- 2 急を要する場合には救急対応後に甲に報告するものとする。
- 3 認知症高齢者の徘徊見守り活動においては、甲及び吉岡町地域包括支援センターと連絡を密にとり、甲に速やかに通報するものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙は、この協定により知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。

2 この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(活動の周知)

第8条 甲は、本協定を締結した乙の協力事業所一覧を、丙に対して役場窓口、吉岡町地域包括支援センター、居宅支援事業所等のあらゆる機会を利用し周知することとする。

(費用)

第9条 乙が配達した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、丙が負担するものとする。

2 見守り支援を行った際の通報等の費用は、乙が負担するものとする。

(情報の提供)

第10条 甲は、乙の行う優良な見守り支援活動に対して、積極的に町民に対する広報活動を行う。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成24年2月1日から適用する

資料24 災害時における飲料水の提供に関する協定書（株式会社伊藤園）

災害時における飲料水等の供給に関する協定書

（株式会社 伊藤園）

吉岡町（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然災害等により吉岡町内において大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策に際し乙が実施する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（効力の発動）

第2条 この協定は、災害時において、甲に災害対策本部又は災害警戒本部（以下、「災害対策本部等」という。）が設置され、その災害対策本部等から乙に対し協力の要請を行ったときをもって発動するものとする。

（協力の要請）

- 第3条 甲は災害時に、被災者に対して飲料水等の提供が必要となったときは、乙が営業拠点において保有する在庫飲料の提供について協力を要請することができる。
- 2 前項の協力を要請するときは、救援物資（飲料水）供給要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書により要請する暇がないときは、口頭又は電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。
- 3 甲は災害時に、甲乙契約により設置した災害用自動販売機（以下「対象自販機」という。）内の商品の無償提供を乙に要請することができる。

（協力の実施）

- 第4条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、飲料水等の供給に努めるものとする。
- 2 甲は、乙が実施する協力活動が円滑に実施できるよう、情報提供の他必要な協力を行うものとする。

（運搬・引渡し等）

- 第5条 第3条第1項に定める飲料水提供に伴う運搬は、甲乙相互の協力の下、これを行う。
- 2 甲は乙に対して、必要とする飲料の種類、日時、引渡場所等について文書をもって指示し、その引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の営業拠点の在庫状況又は交通事情等により、乙がその変更を求める場合は、原則としてこれに応ずるものとする。

（費用の負担）

- 第6条 第3条第1項の規定により、乙が提供した飲料水等にかかる費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、引渡しまでの運賃を含む災害発生直前時における適正な価格（災害等発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

(通知義務)

第7条 第3条第3項に基づき商品の無償提供を行った場合、甲は速やかにその旨並びに日付及び数量等を乙に通知しなければならない。

(設置自動販売機の鍵の管理)

第8条 乙は、災害時の対応を迅速に行うため、対象自販機の発電ユニットカバーの鍵を甲に貸与する。

2 甲は、対象自販機の鍵の保管及び商品の提供を甲の責任により行う。

3 甲の過失による鍵の紛失、盗難、不正使用等に起因して、対象自販機本体、商品及び売上金に損害が起こった場合、甲は乙に対して全ての賠償責任を負う。

(不可抗力等)

第9条 災害等発生時における飲料水提供であることを鑑み、乙が不可抗力等により、第3条、第4条に定める乙の義務を履行できない場合であっても、乙はその責めを負わないものとする。

(代金の支払)

第10条 第3条第1項の規定に基づき乙が提供した飲料水の代金は、甲が負担する。

2 第3条第3項の規定に基づき乙が提供した飲料水の代金については無償提供とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定め
ない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出
がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、期間満了日の3箇月前までに相手方に申し出るものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成26年7月24日

(様式第1号)

救援物資（飲料水）供給要請書

年 月 日

株式会社 伊藤園
総務部長 川本正人

吉岡町
吉岡町長 石関 昭

災害時における救援物資（飲料水）の供給に関する協定第3条の規定により、次のとおり要請します。

飲料水の種類・数量	
納入日時（物資納入希望日）	年 月 日 時 分
納入場所	
災害対策本部等設置日	年 月 日
要請日時	年 月 日 時 分
要請者氏名（甲） 応答者氏名（乙）	甲 吉岡町 乙 株式会社 伊藤園
物資搬入時における甲担当者	吉岡町教育委員会 生涯学習室 文化センター係 氏名
その他	